

平成20年度固定資産（土地・家屋） 価格等の縦覧について

平成20年度土地・家屋価格等縦覧帳簿を次の日程で納税者は縦覧できます。
 固定資産(土地・家屋)の価格等の確認を希望する場合は、期間内に税務課窓口までお越しください。

- 期間 4月1日(火)～6月2日(月)(土、日、休日は除く)
 午前8時30分～午後5時15分
- 場所 税務課(西吉野支所、大塔支所では縦覧できません)
- 対象者 市内固定資産の①納税者、②納税管理人、③納税者の委任を受けた人(委任状が必要)に限ります。
- 持ち物 「運転免許証や保険証など本人であることを確認できる書類」を窓口で提示してください。
- その他 価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して、審査申出をすることができます。
- 問合先 税務課固定資産税係 ☎(内線257、258)

4月から 証明書発行等の手数料を改定します

これまで五條市では、行政全般の経費節減を行うなか、財政健全に向け、安定した自主財源の確保に鋭意努力を重ねてきました。

今回の手数料改定については、受益者負担の原則にのっとり、行政サービスのあり方について検討した結果、行財政改革の一環として4月1日より、次のとおり手数料を改定します。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

| 証明書の種類 | 旧手数料(円) | 新手数料(円) | 担当課 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 住民票の写しの交付(広域交付含む) | 200 | 300 | 市民課 |
| 住民票記載事項証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 戸籍の附票の交付 | 200 | 300 | 市民課 |
| 住民基本台帳の閲覧 | 200 | 300 | 市民課 |
| 外国人記載事項証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 外国人登録原票の写し | 200 | 300 | 市民課 |
| 印鑑登録証明書 | 200 | 300 | 市民課 |
| 印鑑登録証の再交付 | — | 300 | 市民課 |
| 認可地縁団体印鑑登録証明 | 200 | 300 | 市民相談室 |
| 認可地縁団体に関する証明 | 200 | 300 | 市民相談室 |
| 固定資産課税台帳登録事項証明 | 200 | 300 | 税務課 |
| 固定資産課税台帳閲覧 | 200 | 300 | 税務課 |
| 課税証明 | 200 | 300 | 税務課 |
| 納税証明 | 200 | 300 | 税務課・保険課 |
| 公文書および公簿の閲覧等 | 200 | 300 | 税務課 |
| 図面の閲覧・照会 | 200 | 300 | 税務課 |
| その他手数料 | 200 | 300 | 各課 |

- 各支所(西吉野・大塔支所)でも引き続き証明書等の発行を行っています。
- 詳細については、各担当課へ問い合わせてください。